

中泊町農業委員会会議録

令和8年9月10日

中泊町農業委員会

令和 8 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 9 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 8 年 9 月 1 0 日 (木) 1 5 時 0 0 分～

2. 開催場所 小会議室 1

3. 出席委員 (1 5 人)

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	葛西 誠		
委 員	1 番	大川 勝仁	2 番	藤田 次男
	3 番	青山 邦榮	4 番	佐々木 清英
	5 番	澤田 健吾	6 番	瓜田 益子
	7 番	三上 孝	8 番	小野 美恵子
	9 番	外崎 満幸	1 0 番	松田 耕司
	1 1 番	佐藤 正樹	1 2 番	工藤 正太
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員 (0 人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名について

第 3 【報告】

報告第 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 1 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 1 9 号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第 2 0 号 農地所有適格法人の報告について

【議案】

議案第 1 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 1 5 号 非農地証明申請について

第 4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 優

次 長 荒 関 真 治

係長 長 利 純 也

主 事 古 川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、12番工藤委員、13番木村委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、長利係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第17号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。
報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、5件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第17号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第18号

事務局
長利

14ページをご覧ください。
報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和8年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

8月の相続等の届出は4件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第18号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第19号

事務局
古川(安)

16ページをご覧ください。
報告第19号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和8年8月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。8月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第19号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第20号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第20号

事務局
(長利)

18ページをお開きください。
報告第20号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。令和8年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

19ページをご覧ください。農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされています。各法人の内容については、資料をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第 1 4 号

議 長
(会長)

議案第 1 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
荒 関

2 1 ページをご覧ください。議案第 1 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 8 年 9 月 1 0 日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第 1 4 号について、農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

青山委員

議席 3 番、青山です。それでは報告いたします。去る 9 月 1 日、私と佐々木委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第 3 条申請は、所有権移転が 3 件、贈与が 1 件の計 4 件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
荒 関

2 2 ページをご覧ください。

受付番号 8 0 番は、今泉字神山地内の畑 1 筆、面積は 6 4 8 m²の売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。

受付番号 8 1 番は、薄市字玉清水地内の田 1 筆、面積は 5 4 6 m²の贈与です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。

受付番号 8 2 番は、田茂木字若宮地内の田 2 筆、面積は 2, 9 5 6 m²の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

2 3 ページをご覧ください。

受付番号 8 3 番は、田茂木字若宮地内の田 2 筆、面積は 1 4, 1 5 7 m²の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

す。

以上、受付番号 8 0 番から 8 3 番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 4 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第 1 4 号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第15号

議長
(会長)
事務局
古川

次に、議案第15号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

26ページをご覧ください。
議案第15号「非農地証明申請について」農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地等証明願の提出があったため審議を求める。令和8年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

本案は、農地所有者から非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので提案したものです。

受付番号3番の申請地は高根字小金石地内の田1筆で農業振興地域内の農用地外の農地です。申請者が親からの相続を契機に現地を調査したところ宅地化を確認しました。今後、担い手もなく農地に復元することが困難である旨の申請がありました。

令和3年の航空写真でも当時から宅地化していることを確認しており、令和8年9月1日に現地確認を行いました。申請のとおり宅地化していることを確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる農地に該当し農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

受付番号4番の申請地は中里字紅葉坂地内の田1筆で農業振興地域内の農用地内の農地です。平成25年に取得した際は農地として利用していましたが、その後自宅から町道への出入り口として利用していたところ、管轄土地改良区からの指摘を受け、水利費免除の申請に必要なため今回非農地証明申請がされました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる農地に該当し農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

議長
(会長)

ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を調査した委員より報告をお願いします。

青山委員

議席3番、青山です。去る9月1日、私と佐々木委員、葛西委員、事務局職員の5名で確認いたしました。詳細については事務局説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

議 長
(会長)
事 務 局
(荒関)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもって、令和8年中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年9月10日

(松坂 龍美)

農業委員会
会 長

松坂 龍美 (松坂)
(工藤 正太)

署 名 委 員

工藤 正太 (工藤)
(木村 巧)

署 名 委 員

木村 巧 (木村)

議 長
(会長)